

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を変更するものとする事。

(別表第五関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 この政令は、令和六年七月一日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

第四 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二項及び第三項関係)